

臼杵市 保育料 認可保育園・認定こども園（保育園部）

令和3年4月版

＜3歳未満（平成30年4月2日生～）：保育料＞											
階層	階層区分		基準額 （本来の保育料）			第1子 軽減後の保育料		第2子 軽減後の保育料		第3子以降 軽減後の保育料	
			標準時間	短時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	10	生活保護世帯	通常	0	0	軽減 適用	0	0	0	0	0円
2	22	市民税非課税	通常	0	0		0	0	0	0	
	21		ひとり親	0	0		0	0	0	0	
3	34 34	市民税所得割 48,600円未満 （市民税均等割 課税世帯含む）	通常	17,000	16,800	→	13,600	13,400	8,500	8,400	
	32 32		ひとり親	8,000	7,900	8,000	7,900	0	0		
4	41	市民税所得割 48,600円以上 77,101円未満	ひとり親	9,000	8,800	9,000	8,800	0	0		
	42	市民税所得割 48,600円以上 57,700円未満	通常	26,000	25,600	22,500	22,100	13,000	12,800		
	43	市民税所得割 57,700円以上 97,000円未満	通常	26,000	25,600	22,500	22,100	13,000	12,800		
5	50	市民税所得割 169,000円未満	通常	38,000	37,400	34,000	33,400	19,000	18,700		
6	60	市民税所得割 301,000円未満	通常	53,000	52,100	44,000	43,200	26,500	26,050		
7	70	市民税所得割 397,000円未満	通常	60,000	58,800	46,000	44,800	30,000	29,400		
8	80	市民税所得割 397,000円以上	通常	60,000	58,800	46,000	44,800	30,000	29,400		

＜軽減の仕組み＞

- ① 3歳以上児は無料。非課税世帯の3歳未満児も無料。（令和元年10月からの無償化対象）
 - ② 3歳未満児、第2子以降は無料。（臼杵市にこここ保育支援事業の対象）
 - ③ 3歳未満児、第1子は基準額から一定の金額を軽減。階層区分については、小学校就学前児童までがカウント対象。（国制度基準より）
- ※各園で徴収する給食費、通園バス利用料などは、実費になります。

3歳以上児の給食費については、階層や子どもの人数（小学校就学前まで）により減免の制度があります。
3歳未満児の給食費については、保育料の中に含まれています。

※基準額や軽減の仕組みは、変更される場合があります。

＜よくいただく質問と回答＞

質問：年度の途中で3歳になったのですが、3歳以上の保育料に切替にならないのですか？
回答：4月1日時点で2歳だった場合、その年度の間は引き続き3歳未満の保育料です。
※ただし、満3歳児になった翌月以降から幼稚園部に認定区分を変更した場合は、幼稚園部の保育料（0円）に切り替わります。

質問：単身赴任手当などで一時的に所得が増えていただけなので、手当の分を保育料の計算から差し引いてもらえますか？
回答：市民税は手当なども含めた所得から計算されていますので、保育料の計算の際にその分だけを差し引くことはできません。

質問：育児休業に入る（または仕事を辞めて現在探している、仕事量が減った）ことで収入が減るので、保育料を下げてもらえますか。
回答：原則として、就労状態の変化等による収入の減少を理由として保育料を下げることはできません。
保育料を一時的に下げることができるのは、次のような特殊な事柄が起きた場合のみです。
・災害等により収入が著しく減少し、支出が著しく増加した場合 ・家計の最多収入者が傷病で長期間入院する場合 など

質問：令和3年4月以降の保育料はいつまで続きますか？（いつまで「令和元年中の所得から計算した市民税」を用いるのですか？）
回答：令和3年8月まで続きます。令和3年9月からは「令和2年中の所得から計算した市民税」から計算した保育料に切り替えます。